

勅 勅

つくばみらい市教育委員会告示第5号

つくばみらい市学区外就学の許可基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月7日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市学区外就学の許可基準の一部を改正する告示

つくばみらい市学区外就学の許可基準（平成21年つくばみらい市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

8	学校規模	大規模な学校から保有教室数の余裕がある学校へ通学を希望する場合	同上	同上	
---	------	---------------------------------	----	----	--

」を

「

8	学校規模	大規模な学校から保有教室数の余裕がある学校へ通学を希望する場合	小・中学校の全学年	同上	
---	------	---------------------------------	-----------	----	--

」に

改める。

別表第2中

「

		両親が共働き又はひとり親家庭で、祖父母等の家にあずける場合	同上	同上	保護者の就労証明書、預かり者の確認書
--	--	-------------------------------	----	----	--------------------

」を

「

		両親が共働き又はひとり親家庭で、祖父母等の家にあずける	同上	同上	保護者の就労証明書、預かり者の確約書
--	--	-----------------------------	----	----	--------------------

		場合			
--	--	----	--	--	--

」に

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--